

令和2年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和2年3月10日追加提出

富 谷 市

令和2年第1回 富谷市議会定例会追加議案

目 次

議 案

議案第28号	富谷市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第29号	富谷市分担金徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第30号	令和元年度（仮称）富谷宿観光交流ステーション整備工事請負契約の 変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第31号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて・・・・・・	6

議案第28号

富谷市職員定数条例の一部改正について

富谷市職員定数条例(昭和48年富谷町条例第37号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月10日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

職員数の増員に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員定数条例の一部を改正する条例

富谷市職員定数条例（昭和48年富谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>300人</u> (2)・(3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 5人 <u>(うち4人は、併任とする。)</u> (5)~(7) 略 2 略 第3条 略	第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>275人</u> (2)・(3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 5人 <u>(併任とする。)</u> (5)~(7) 略 2 略 第3条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 29 号

富谷市分担金徴収条例の一部改正について

富谷市分担金徴収条例（昭和 51 年富谷町条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 10 日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、農地農業用施設災害復旧事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため、所要の改正を行うもの。

富谷市分担金徴収条例の一部を改正する条例

富谷市分担金徴収条例（昭和51年富谷町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
第1条～第4条 略			第1条～第4条 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
分担金を徴収する事業	受益者	分担金の額	分担金を徴収する事業	受益者	分担金の額
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	略	略	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	略	略
<u>農地農業用施設災害復旧事業</u>	<u>受益を受ける農地の所有者</u>	<u>工事費の6%以内</u>			
	<u>受益を受ける農業用施設の所有者</u>	<u>工事費の2%以内</u>			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

令和元年度（仮称）富谷宿観光交流ステーション整備工事請負契約の変更について
令和元年9月27日付けで請負契約を締結した令和元年度（仮称）富谷宿観光交流ステーション整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約を変更することにより、契約金額が1億5千万円以上の額となるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和元年度（仮称）富谷宿観光交流ステーション整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 変更前 一金149,996,000円也
変更後 一金159,984,000円也 |
| 4 工 期 | 変更前 令和元年9月30日から令和2年3月25日まで
変更後 令和元年9月30日から令和2年6月30日まで |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設株式会社
代表取締役 大槻 秀樹 |

令和2年3月10日追加提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第31号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 及 川 芳 彦

生年月日

令和2年3月10日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会教育長 菅原義一は、令和2年3月31日をもって退任するため。